

2019年3月28日

法科大学院制度を破壊する制度改悪に反対する意見書

ロースクールと法曹の未来を創る会

代表理事 久保利英明

第1 意見の趣旨

政府は、2019年3月12日、法科大学院や司法試験を改革するとし、**「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」**や**「司法試験法」**などを改正する法律案（以下「**本法案**」という。）を閣議決定し、国会に提出した。しかし、本法案は、法科大学院制度を創設した目的である「**多様な法律家を作る**」という趣旨を没却し、法律だけしか学ばない偏った法律家を作り出し、多様化する国民の法律サービスへの需要に応えられないだけでなく、**厳しい国際競争に立ち向かわなければならない日本企業の要求に応じられるような法律家を生み出せない制度とするものであって、到底容認しがたい。**また、こうした法曹養成制度全体に関わる極めて重大な事項については、幅広く国民の意見を聞いて検討すべきであるにもかかわらず、政府部内と法科大学院、日弁連の一部幹部だけと協議して密室で法案を策定し、閣議決定に至ったもので、その手続きにおいても極めて不当である。

当会は、以下の述べるとおり、本法案に強く反対するとともに、法科大学院を中核とする法曹養成制度を本来の趣旨に立ち戻らせるための、あらたな議論の場を設けるよう強く求めるものである。

第2 法科大学院制度創設の趣旨を没却する制度改正

1 主な改正点

本法案の主たる改正点は以下のとおりである。

- ① 法学部に、入学してから3年間で法科大学院に入学できる「**法曹コース**」を創設する。
- ② 当該司法試験が行われる年度末に法科大学院を修了する見込みがある者について、在学中に司法試験の受験を認める。ただし、その場合は、法科大学院を修了することを司法修習生となる条件とする。

- ③ 法務大臣と文科大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数等について協議を求めることができる。
- ④ 予備試験から一般教養科目を廃止し、選択科目を追加する。

2 「3プラス2」は、前提において誤り

新聞報道等によると、本法案により、法学部と法科大学院で少なくとも計6年間学ばなければ司法試験を受験できず、1年間の司法修習を含めると法曹資格を得るのに8年間を要する現行制度が、法曹コースと在学中受験を組み合わせると最短6年で法曹資格を得ることができる制度になるとされている。つまり、「制度改革の目的は、法曹資格を得るまでの期間を8年から6年に短縮すること」だというのである。しかし、そもそも、法科大学院を中核とする法曹養成制度を創設した趣旨は、法学未修者が法科大学院において3年間学ぶことを原則とし、修了後に司法試験を受験して、合格し、司法修習を経て、4年ないし5年で法曹資格を得ることであった。そして、例外として、法学既修者については、法科大学院の課程を1年短縮して2年間としたのである。今回の「改革」は、法学部に入った1年生から法律を学ぶことを前提として、大学で3年間、法科大学院で2年間法律を学ぶとしているのが、こうしたことは、法科大学院制度を導入した趣旨を無視するもので、それ自体が誤りである。米国の制度をみても、ロースクールは、法律を学んだことのない者が3年間で修了して法曹資格を得ることとなっており、8年はもちろん、6年間も法律だけを学ぶなどという愚かな制度が許されないことは明らかである。

法科大学院制度創設の趣旨に立ち返って、法学未修者であっても3年間の課程を修了することにより法曹資格を得られる制度とする改革こそが求められているのである。

3 「在学中受験」は本末転倒

報道等によると、本法案の目的は、最終学年時（3年課程3年次、2年課程2年次）における司法試験の受験を認めて、法曹志望者の時間的・経済的負担軽減を図り、もって法曹志望者を増加させることだとされている。しかし、法曹志望者が大幅に減少した理由は、司法制度改革と法科大学院制度を導入した趣旨に反して、司法試験の合格者数が不当に制限され、「法科大学院修了者の7割から8割が合格する」という当初の想定に反して、合格率が3割に満たなくなったことにあることは明らかである。2年ないし3年の期間と、少なくとも年間数十万円の費用をかけて修了しても、合格率が3割

に満たず、初年度合格率ですら 4 割にも満たないというのでは、法科大学院に入学しようとする者が減少するのは、「当然」のことである。したがって、「法曹志望者を増加させること」が目的だというなら、こうした司法試験の現状を改め、当初の趣旨に沿って、法科大学院を修了した者の 7 割から 8 割程度が合格する仕組みに改めるべきである。本法案による制度変更は、法曹志望者減少の真の原因を無視し、法曹志望者とりわけ法科大学院志望者を減少させる誤った手段としか言いようがない。

4 在学中受験を認めるのは「背理」

しかも、重大なのは、本法案が認める在学中受験は、法科大学院制度の趣旨と根本的に矛盾するということである。すなわち、司法試験法は、「司法試験は、…法科大学院課程における教育…と有機的連携の下に行う」（1 条 3 項）とし、試験は、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的（とする）」（2 条、3 条）としている。これを前提とすると、法科大学院の在学中に司法試験の受験を認めるということは、法科大学院の課程を修了していない（つまり、「教育途上の者」）に、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうか」を試す機会を与えることを意味する。これが、法科大学院を「法曹養成制度の中核」と位置づけた司法改革の理念と法科大学院制度の趣旨に反することは明らかである。

また、法科大学院に在学中の学生が司法試験に合格すれば、試験の時点において、「こうした知識と能力を有する」と判定されたことになるわけであるから、その者には、受験後に法科大学院に在学する理由はまったくないことになる。本法案は、法科大学院を修了することを司法修習生に採用される条件としているが、司法試験に合格することにより、「裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有する」とされた者について、同じ試験に合格した予備試験合格資格者と異なり、法科大学院を修了することを修習生として採用される条件とすべき合理的な理由はまったくない。法科大学院在学者受験者に対する不当な差別とすら言い得る。

いずれにしても、法科大学院在学中に司法試験の受験を認めることは、法科大学院制度の趣旨からすれば、まさに、「背理」というほかない。

第3 制度変更の「効果」

- 1 さらに、実際の教育課程からしても、制度変更は、実際には、法科大学院を死に追いやるものである。例えば、制度変更により、最終年次（未修3年次、既修2年次）の前期（5月～7月頃）に司法試験を実施するとすれば、未修2年次（既修1年次）の後半の法的な基礎力をつけるべき時期が司法試験の受験準備に費やされることになる。また、仮に後期（10月～12月頃）に司法試験を実施するとしても、未修3年次（既修2年次）という、実務と理論の架橋となる法科大学院教育の一番重要なカリキュラムを修得する時期のほとんどが司法試験の受験準備に費やされることになる。法科大学院には、法曹倫理や企業法務など、司法試験科目でなくても、社会が法曹に求める知識や技能を教育する責任があるが、こうした責任を果たすことが極めて困難になることは明らかである。法科大学院制度の長所は、時間をかけてじっくりと学習させ、教育することである。この長所を放棄することは、法科大学院の存在意義を失わせるものである。
- 2 制度変更が行われれば、法曹になろうとする者の多くは、以下のように考えるであろう。「法科大学院に進学すると、司法試験準備のために最も大事な時期に、司法試験合格には直接役に立たない、あるいは効率的ではない法科大学院の授業に、時間とエネルギーとお金を割かなくてはならなくなる一方、予備試験に合格すれば、予備校に通うなどして、司法試験合格に特化した効率的な勉強ができる。したがって、早期に司法試験に合格して、実務家となるためには、予備試験に合格することがますます重要となる。」と。そして、多くの受験予備校は、そのような宣伝を行うであろう。結果的には、ますます、法曹志望者は、予備試験ルートを目指し、法科大学院は、さらに人気がなくなり、崩壊の途を突き進むことになることは必至である。現在でも、法科大学院在学生のほとんどは、同時に予備試験を受験している。合格した者の多くは、さっさと「足抜け」（中退）する。かくして、法科大学院は「歯抜け状態」になりつつある。しかも、この傾向は、優秀な学生が多い「上位校」になるほど強いとされている。こうした傾向が在学生を浮足立たせ、ますます司法試験合格のみに特化した勉強に向かわせているのである。

法科大学院在学中に司法試験受験資格を得ても、司法試験に合格しなければ意味はない。予備試験より司法試験の方が合格し易いということになれば、予備試験を受けている人々の多くが法科大学院に入学することになるはずがない。

3 ギャップターム問題の解消に名を借りた「策謀」

制度変更は、いわゆる「ギャップターム問題」の解消が導入理由とされている。しかし、本当に「ギャップターム」だけを解消することを目的とするのであれば、修了直後の4月に試験を行い、6月末までに合格発表すれば足りる。そのためには、試験の内容や方法（パソコンの使用など）の改革が必要であるが、法科大学院制度を採用する多くの国で克服されている問題が日本で解決できないはずはない。そのような試みを行わずに、法科大学院で教育を受けている者に司法試験を受験させるのは、「ギャップターム問題の解消」に名を借りて、法科大学院制度を廃止に追い込もうとする「策謀」以外の何ものでもない。本来、法科大学院制度を採用する以上、法科大学院の修了が法曹資格取得の必要条件とすべきで、予備試験は極めて例外的なルートとするか、廃止すべきである。本来は「例外」である予備試験と比較して、「予備試験に行かないように」という目的で法科大学院の学習期間を減らすというのでは、本末転倒である。

また、夏に司法試験を受験して翌年4月から司法修習に入るようにした場合、法科大学院最終年次に司法試験に合格する、おそらくは少数の者を除いて、多くの者にとってはむしろ「ギャップターム」が長くなるのであって、制度変更の目的と効果が矛盾することは明らかである。

第4 「密室」で決めるべきことではない

以上のことから明らかなおおりに、制度変更は、法科大学院の教育と法曹養成制度の根幹を破壊するものと言わざるを得ない。法務省と文科省は、こうした重大な問題を社会的に明らかにすることもなく、両省だけで検討し、これを法科大学院協会と日弁連の一部にだけ検討させて意見を求めて本法案を決定した。しかし、この問題は、「司法試験の受験資格」などという技術的な問題ではなく、日本の法曹の将来、さらには、国民と社会に重大な影響を及ぼす問題である。これを政府部内だけで検討し、法科大学院協会と日弁連の一部幹部だけに開示してその意見を求めるだけで、国会に法案を提出するなどというやり方は、およそ許されるものではない。

当会は、政府のこうしたやり方に強く抗議するとともに、開かれた場で議論することにより、真に国民と社会が求める制度改革を実現するよう求めるものである。

以上